

議案第42号

平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

平成30年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,710,921千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成30年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		441,581 ^{千円}
	1 使用料	441,579
	2 手数料	2
2 国庫支出金		63,384
	1 国庫補助金	63,384
3 県支出金		546
	1 委託金	546
4 財産収入		1,112,575
	1 財産運用収入	1,112,574
	2 財産売却収入	1
5 繰入金		664,041
	1 基金繰入金	664,041
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		12,938,793
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,600
	3 雑収入	12,909,192
8 市債		490,000
	1 市債	490,000
歳入合計		15,710,921

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		9,056,168 <small>千円</small>
	1 運 営 費	402,944
	2 整 備 費	8,653,224
2 諸 支 出 金		6,629,901
	1 積 立 金	6,097,851
	2 繰 出 金	532,050
3 公 債 費		23,852
	1 公 債 費	23,852
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	15,710,921

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費	平 成 3 1 年 度	千円 1,019,066
東 扇 島 土 地 造 成 事 業 費	平 成 3 1 年 度	3,433,110

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東扇島コンテナ機能施設整備事業	千円 490,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。